# の視点から

## JILPT主席統括研究員

1 はじめに

り、その内容は、働く女性の労働条件 その後いく度かの改正を経て今日に至 を念頭においた法政策として構築され、 経過した。これらの法律は、働く女性 五年、育児休業法が成立して二〇年が 男女雇用機会均等法が施行されて二

度成長期を経た一九七二年に誕生した には、戦後間もない一九四七年に施行 女雇用機会均等法となった。)など、 勤労婦人福祉法(その後改正されて男 された労働基準法の女性関係規定や高 会認識にも影響を与えてきたと言って いいだろう。男女雇用機会均等法以前 だけでなく、 男性に比べて不利な状況に 女性の働き方に関する社

ある女性労働者を保護、支 援することが女性労働に関 代もあった。 する法政策の中心だった時

どこまでがその範囲に含ま

性労働政策」と言っても、

ところで、ひとくちに「女

とは紛れもない事実である。

その対象を女性に限ってい 等に関する政策は存在する 法のいわゆる「均等三法」 多いであろう。男女雇用機 い。一方、均等三法は現在 し、保育所等の社会福祉政 に限らず、女性の就職支援 法、及びパートタイム労働 会均等法、育児・介護休業 れるのかと思われる方々も 税制等との関連も深

が依然として重要な政策対象であるこ 解消を目標に掲げており、女性労働者 女性の就業率の向上やM字型カーブの また、昨年策定された新成長戦略では 的として発展してきたことが分かる。 できるようにすること等をその主な目 業生活と家庭生活の両立を図ることが 者が性別により差別されないことや、 を見てみると、 有効にその能力を発揮すること、事実 育児負担を多く負ってきた女性が職 しかし、 均等三法は、女性労働 各種の政策展開の経緯

考えていきたい。 視点の内容や相互関係の変化により、 提示し、これを作業仮説として三種の 戦後の女性労働政策の発展過程を記述 政策にどのように反映されていたかを 出すとともに、これらの視点が具体の 女性労働政策の展開における画期を見 義」「活用」「福祉」の三つの政策視点を する。その際、筆者の試論として、「正 つ、関連の深い政策にも触れながら、 る意味も含め、均等三法を中心にしつ そこで本稿では、政策の淵源をたど

## という政策視点

を表す言葉であるが、本稿では限定的 ておく。いずれも非常に幅の広い概念 な意味で使用している。 「活用」「福祉」の定義について説明し ここで、政策視点としての「正義

「格差原理」(1)も含まれうることから、 まず、「正義」についてであるが、

経済社会の発展を実現するという観点 労働市場を有効に機能させ、我が国の 「活用」について述べると、現実の 経済合理的に女性労働者の

理した。 の政策もまた、「正義」に含まれると整 困難であるとして設けていた「保護」 男性に比べて手厚い保護をしなければ 準法が、当時の厳しい労働環境の下で 戦後間もないころに制定された労働基 の概念には、最も不利な状況にある の法政策が原理的に「正義」の一内容 女性労働者が安全、健康に働くことが 人々の利益の最大化を図るべしという ある人は少ないだろう。また、「正義」 に位置づけられることについて異論の 女雇用機会均等に向けた「平等」視点

続雇用をはじめ再就職の促進やそのた うまでもない。その意味で、女性の継 もまた「活用」の視点を持つものと言 を制約していた保護規定の緩和や解消 の政策とも言える。また、女性の就業 めの能力開発等の政策は「活用」視点

能力を活用する必要が生じることは言

恵まれた労働環境の実現に結びつける 職業指導や能力開発も、女性自身の就 求めに応じ国や地方公共団体などが一 求したり、より高いレベルの雇用管理 という意味で「福祉」の意味合いも持 業意欲を満たし能力を向上させ、より べた継続雇用の促進や再就職の支援、 ていい。「活用」の視点のところで述 福度を増大させるものであり、おおむ として念頭に置いて講じられてきた と言えるだろう。特に女性労働者を主 定の支援をする内容の政策等において 上の配慮を求めたり、個別の労働者の 低基準を上回る望ましい労働条件を追 ね「福祉」の視点が存在しているといっ した政策は、個人の事情に応じその幸 ことを目的とした政策である。特に最 言えば、女性労働者の幸福を増大する 「職業生活と家庭生活の調和」に配慮 「福祉」の視点を見出すことができる 最後に「福祉」である。単純化して

日本の行政からGHQの影響がなく はサンフランシスコ講和条約が発効し、 ることができると考える。一九五二年 つの画期により、五つの時期に区分す 頃、一九八六年頃、二〇〇一年頃の四 観点から、一九五二年頃、一九七五年 働政策を見渡すと、その視点の変化の 以上の三視点を用いて戦後の女性労

> 再編が行われ、労働省及び厚生省の統 批准とともに、雇用の分野の男女平等 的にも男女平等に向けて大きな一歩が 統合が行われた年である。 でもある。さらに二〇〇一年は、省庁 年であり、前年の女子差別撤廃条約の 八六年は男女雇用機会均等法の施行の 踏み出された年であった。また、一九 は国際婦人年であり、国際的にも国内 なったといえる年である。一九七五年 合とこれに伴う女性局と児童家庭局の に係る政策が実質的にスタートした年

開の概要と視点の変化を見ていきたい 以下それぞれの時期における政策展

(2)

## 3 各時期ごとの政策展開

### 五年~一九五二年) 「正義」視点中心の黎明期(一九四

導力に負うところの大きかった労働省 基準法と、その発足自体がGHQの指 て強い政策展開であったと言える。 視点、とりわけ「保護」の要素の極め のものであった。すなわち「正義」の 法の女性関係規定も、第四条の男女同 あった。唯一の法政策である労働基準 の婦人少年局が力を入れた女性労働政 婦人少年局という組織により、戦後の 基づく新たな観点から立法された労働 足る生活の確保」といった民主主義に に保護することを中心としたもので 策は、女性労働者を年少労働者ととも 女性労働政策はスタートを切った。そ コ講和条約が発効までの時期である。 一賃金規定以外は女性を保護するため 戦後GHQの管理のもと「人たるに 第二次大戦直後からサンフランシス

> うな実態の中では、「保護」の視点での 均年齢も一九四九年で二三・八歳と若 で女性就業者全体の四分の一以下、平 もほとんどなかったのである。 なかったものとみられ、それに加えて 政策推進に多くの労力を割かざるを得 れたりといった状態であった。そのよ 復員してきた男性のために仕事を追わ で、劣悪な就業条件を強いられたり、 く、戦後間もない厳しい経済環境の下 「活用」「福祉」の視点をうち出す余裕 九五二年の女性雇用者が三九一万人

国際婦人年までの時期である。 サンフランシスコ講和条約発効から た模索期(一九五二年~一九七五年) 「福祉」視点、「活用」視点が生まれ

どがスタートしている。しかし、所管 期に働く婦人の家や内職補導の事業な 出せるのは、これら以外の領域、すな ずから当時の婦人少年行政が独自色を は既に他局の所管となっており、おの 労働省婦人少年局における独自色のあ 論も活発化してきた。一九五二年には に対し産業、経済発展の見地からの議 模索がつづいた。 法律を持たないことや予算の限界もあ わち「福祉」の領域であった。この時 な規制や社会保障としての労働法政策 る女性労働政策が登場してきた。主要 少年室が設置される等行政体制も整い、 法律に基づく地方支分部局である婦人 なり、保護規定の見直し等、労働行政 この時期には、GHQの影響がなく しばらく本腰を入れるべき政策の

目される。

の「活用」に目を向かせた。この女性 らした労働市場のひっ迫が女性労働者 そのような中、高度経済成長がもた

政策対象となる女性労働者の実態も、

徹底を図ること」としていることは 区分でないことを明確にし、その周 の雇用をさすものであって、身分的な **義付け「パートタイム雇用は、短時間** 短く、その就業が規則的、自発的であ 当該事業所のフルタイムの労働者より 週あるいは一カ月の所定労働時間が、 なかった。また、このころパートタイ 積極な誘導策と言えるまでのものでは 性の能力を労働市場で活用するための る条件整備に力点が置かれており、女 法の徹底といった「活用」の前提とな り、婦人少年問題審議会の「中高年齢 まずパートタイム労働者について始ま 労働者の「活用」についての論議が、 る労働者をさすものと考える。」と定 イマーとは一般的にいって、一日、一 一九六九年の建議において、「パートタ ム労働の定義についての議論があり、 年)に至る。ただここでは、労働基準 ム雇用の対策に関する建議」(一九六九 婦人の労働力有効活用に関する建議」 (一九六六年) から「女子パートタイ

設定や安全衛生対策等が進められて とについては、 が啓発、援助的立場で政策展開したこ 準行政が監督的立場で、女性労働行政 いった。同じ政策対象について労働基 労働基準行政の一環として最低工賃の 年に制定された家内労働法に基づき、 職業補導所を通じた相談あっせんや、 とっての働き方の一つとしてこの時期 各種調査が行われている中、一九七〇 た。女性労働政策の立場から内職公共 に広がっていったのが「内職」であっ パートタイム労働と同様、 労働基準法と相似的 女性 のだった。 児休業に係る規定も、他の育児のため を奨励することは、政治的にも難し の便宜の供与とともに導入を促す努力 た内容となった。その目玉となった育 活と家庭生活との調和」に力点を置い 向上を図る見地から」、特に「職業生 つつ「勤労婦人の福祉の増進と地位の してこの法律は、基本法的性格を帯び かったということが考えられる。かく 方が存在し、政府が法律で女性の就業 性が働くことに対する国民の様々な見 その理由としては、特に家庭を持つ女 の視点を前面に出した法律となった。 法」は題名でもわかるとおり「福祉 的には助長すべきである」(2) との女 福祉法」が生まれた。ここでは、パー 策をテーマとする単独立法「勤労婦人 段落した後の一九七二年、女性労働政 係る政策議論が建議や立法によって一 義務規定で、「福祉」の視点の色濃いも 立法が行われた。ただ、「勤労婦人福祉 性労働者の「活用」の意識のもとで、 社会的要請に応ずることであり」「一般 こと全般について「産業経済その他の トタイム労働に限らず女性が就業する ートタイム労働者や家内労働者に

一方、一九七五年に議員立法で生まして結びつくことになった。

## (3)「正義」視点内のパラダイム転換に

施行までの時期である。国際婦人年から男女雇用機会均等法国

明確になっていった。 扱いであり禁止されるべきかについて 廃案、又は全ての労働者へ」の適用拡 地から再検討を加え、必要に応じ改訂、 とする保護立法は「科学的、技術的見 ない」とされる一方、女性のみを対象 契機に明確に分けられ、母性保護は「男 他の女性保護が、世界行動計画策定を 宣言では未分化だった母性保護とその 変化した。一九六七年の婦人差別撤廃 際的にも「正義」視点の内容が大きく 別撤廃条約採択に至る動きの中で、国 で、雇用の分野で何が男女差別的取り 大が求められた(4)。また一連の過程 女不平等な待遇とみなされるべきでは この時期は、国際婦人年から女子差

政府も、女性団体などの努力にこたれ推に向けての条件整備をしていくこれになった。国内の女性労働政策も、とになった。国内の女性労働政策も、とになった。国内の女性労働政策も、とになった。国内の女性労働政策も、とになった。国内の女性労働政策も、から「平等」視点へというパラダイムがら「平等」視点へというパラダイムがら「平等」視点へというパラダイムを持ていた。

更には残存する固定的役割分担意識の男性の長時間労働や保育所整備の遅れ、に異議が唱えられた。その背景には、中からも「保護か平等か」の二者択一中からも「保護か平等か」の二者択一中がらも「保護が平等か」の二者択一の大いに戸惑わせたが、女性労働者のといいではなく、この変化は企業といいではなく、この変化は企業といいでは、決してスムーズに起

ために実態として女性が家庭責任を負ないといった環境の下で、おざるを得ないといった環境の下で、おおる。特に留意が必要なのは、このがある。特に留意が必要なのは、このがある。特に留意が必要なのは、このが基本であり、現在と基盤となる労働が基本であり、現在と基盤となる労働条件がそもそも異なっていたことであ条件がそもそも異なっていたことである。

張となった。 等法には反対」という意見といわば まで平等取り扱いはできない」との主 セットの形で「保護が必要な状態のま のではないかと危惧が広がり、「強い均 機会均等法によって見直しを迫られる のため、その手法そのものが男女雇用 管理が大企業中心に定着していた。そ 置付けていた、いわゆる日本的な雇用 勤続を前提として補助的な労働者と位 その勤続年数等の就業実態等から短期 育成する一方、女性労働者については 力に位置づけジョブローテーションで 続を期待する男性労働者を基幹的労働 一方で企業経営においては、 長期勤



果ともいえる。

間外・休日労働や深夜業の規制の解禁 働く女性労働者を念頭に、パートタイ 典型であるパートタイム労働者として 綱」に至る検討の方向は、非正社員の 九八四年の「パートタイム労働対策要 個人の意欲と能力に応じ男性労働者と あったもの等の解禁が行われている。 るとして深夜業の規制の緩和の要望が タクシードライバー等業界団体等から がその一つの例であり、そのほかにも 揮命令者や専門業務従事者に対する時 も含まれた政策だ。この時行われた指 のであり、その意味で「活用」の視点 力の発揮等を実現する条件ともなるも の廃止ないし緩和は、女性労働者の能 としつつ、労働条件の明確化等による る雇用管理が行われていることを前提 ム労働者として通常の労働者とは異な 主眼としたものであったのに対し、一 正当な競争が可能な立場に置くことを わば正社員の女性労働者を企業の中で 筆される。男女雇用機会均等法が、い 女性労働者たち本人もそれを望んでい ム労働対策の検討が行われたことも特 この時期には、並行してパートタイ ところで、母性保護以外の保護規定

さらに、行政改革に端を発する一九索したものといえる。

げた。またこの法律は、おりからの労

働力需給のひっ迫も背景に、育児休業

による雇用の継続を労働者の「福祉」

にとどまっていた育児休業に係る規定

を、男女労働者の法的権利に仕立て上

点を顕在化させた。意識調査を見ても展に資する」ものとして「活用」の視ととらえるだけでなく「経済社会の発

## 年~二〇〇一年)(「活用」視点が顕在化し「正義」視

男女雇用機会均等法施行から雇用均男女雇用機会均等法により、勤労婦男女雇用機会均等法により、勤労婦人福祉法以来一〇数年ぶりに女性労働人福祉法以来一〇数年ぶりに女性労働の法政策が改まったことを契機に、

雇用機会均等法と引き続いて努力義務育児休業法は、勤労婦人福祉法、男女生活の調和関係の法政策の進展である。法の立法を契機とした職業生活と家庭法の立法を契機とした職業生活と家庭



り込まれた。 く婦人の家といった労働者の「福祉」 男女雇用機会均等法に位置づけられて 継続して能力を発揮するというふうに なったことを反映した政策とも言える。 雇用のメリットを享受しようとする女 熟する中で男性と同じように長期継続 る方がよい」との意見が一九八四年か のに改められ、 介護を行う男女労働者を対象としたも あるいは「活用」に係る政策が、育児 また、この改正の過程において、従来 家族の介護で就業を中断することなく 行された。こうして、労働者が育児や の法制化を図る改正が行われ、育児・ 性がそれなりの割合を占めるように うになっていき、日本的雇用慣行が成 ら一九九二年にかけて二割を超えるよ いた女性労働者の再就職の援助や、働 介護休業法として一九九九年に完全施 「活用」の視点が明確になっていく。 「子どもができてもずっと職業を続け 時をおかず介護休業についても権利 育児・介護休業法に盛

とができる就業形態として婦人少年局調和を図りつつその能力を発揮するこに始まったパートタイム労働対策は、に始まったパートタイム労働対策は、の制定がある。前期の終わりにパートの制定がある。前期の終わりにパート

映された政策とも言える。 動いており、これがパートタイム労働 明することとなったという経緯もある。 のパートタイム労働法で結実した。た もあり、対象を女性に限定しない政策 において早くから認識されていたこと として多く、そのような国民意識が反 た後の再就業型を支持する意見が依然 方としては出産などでいったん退職し 時期の意識調査を見ても、女性の働き 者の増加につながった面もある。この くする方向、まさに「活用」の視点で トタイム労働の形で能力発揮をしやす の時期の政府政策全体は、女性がパー しかし、配偶者特別控除の導入等、こ 間の調整が難しく、結局「福祉」で説 視点での施策展開を求める労働者側と、 かった。パートタイム労働者について 法ほどは明確にうちだされることはな だ、このパートタイム労働法において、 労働指針を経て、結局一九九三年施行 の労働大臣告示としてのパートタイム なっていた。立法の試みは一九八九年 発足した婦人局の政策の一つの柱と であるにもかかわらず、一九八四年に 「活用」を前面に押し出す使用者側の 「活用」の政策視点が育児・介護休業 「均等取り扱い」を求める等「正義」

トについての概念整理をホップ、一九大についての概念整理をホップ、一九九三年のセクシュアル・ハラスメンカ九三年の進展は、一九九一年の「コース別雇用管理の望ましいた、男女雇用機会均等法である。この分野結することを目的とした、男女雇用機結することを目的とした、男女雇用機結することを目的とした、男女雇用機結することを目的とした、男女雇用機結することを目的とした、男女雇用機結する。この時期にはもう一つの大きな変化があった。一九八六年施行のきな変化があった。一九八六年施行の表はなった。

れた。 立て直されて育児・介護休業法に移さ の就業援助規定や相談・講習等に関す 時代から継続して盛りまれていた、職 せた。この改正で雇用の各段階での男 年の男女雇用機会均等法改正(一九九 規則改正をステップとして、一九九七 九四年の均等法指針及び女子労働基準 育児や介護を行う男女共通の政策に仕 用」のための法政策が切りはなされ、 る規定等、女性労働者の「福祉」や「活 業指導等並びに職業能力の開発向上等 た、この改正に伴い、勤労婦人福祉法 護規定は原則廃止されたのである。ま 女差別が禁止され、母性保護以外の保 九年完全施行) で大きなジャンプを見

生みだされた時期でもあった。
生みだされた時期でもあった。
に一九八四年の組織改編で婦人局(女に一九八四年の組織改編で婦人局(女に一九八四年の組織改編で婦人局(女に一九八四年の組織改編で婦人局(女に一九八四年の組織改編で婦人局(女に一九八四年の組織改編で婦人局(女に一九八四年の組織改編で婦人局(女に一九八四年の組織改編で婦人局(女に)が、いった。

## 換期(二〇〇一年~)がりとともに政策効果が問われる転が「正義」視点の広

期である。 雇用均等・児童家庭局発足以降の時

なったといえる。その中で、「仕事と生なったといえる。その中で、「仕事と生なれるようになったことがその誘因と場が設置され政策パッケージが打ち出場が設置され政策パッケージが打ち出場が設置され政策パッケージが打ち出場が設置され政策パッケージが打ち出場が設置され政策パッケージが打ち出場が設置され政策パッケージが打ち出場が設置されるようになったといえる。その中で、「仕事と生なったといえる。その中で、「仕事と生なったといえる。その中で、「仕事と生なったといえる。その中で、「仕事と生なったといえる。その中で、「仕事と生なったといえる。その中で、「仕事と生なったといえる。

しかし、一番大きく「仕事と生活

も言いかえられ、「仕事と家庭の両立」 され、「ワーク・ライフ・バランス」と も適用されやすい概念として打ち出さ よりも広い、男性や子供のいない者に 活の調和」に係る対策の必要性が強調 れていった。

専業主婦(夫)除外規定の廃止といっ られていった。特に直近二〇一〇年施 暇の創設と拡充、介護休暇の創設、短 働の制限、所定外労働の免除、看護休 のパパママ育休プラス、休業制度の期 期間延長、両親がともに休業する場合 る狙いを持つものが含まれることも注 た、政策的に男性の育児休業を促進す 行の改正には、パパママ育休プラスや 者の選択が可能となるように組み立て まさに多様なメニューを用意して労働 時間勤務制度の対象拡大と義務化など れている。そのほか、時間外・休日労 間雇用者への適用拡大等大幅に拡充さ り扱い禁止や保育所入所不能時の休業 休業制度だけをとってみても不利益取 ニューを増加充実させていった。育児 ○一○年施行)行われ、急速に政策メ いわば必然ともいうべきことであった。 く両立支援対策の拡充に向かったのは なすとされた育児・介護休業法に基づ 局が、それらの対策と「車の両輪」を 経済的支援の充実など、児童福祉関連 られた法政策は、結局育児・介護休業 調和」対策の受けⅢとして充実を求め は三回(二〇〇二年、二〇〇五年、二 施策をも所管する雇用均等・児童家庭 育施設サービスの充実や児童手当等の 法であった。同じ少子化対策である保 この時期に育児・介護休業法の改正

> めたと言える。 労働者の福祉を増進することを目的に 保することができること」などによる を行う労働者が「子どもとの時間を確 準法とは趣をいっそう異にし、子育て どもを持つことに「明るい展望」を持 守るための最低基準を構成する労働基 ではあるが、労働者自身の命や健康を り、使用者に義務を課したりするもの 条件について労働者に請求権を与えた 不可欠となる内容に加え、労働者が子 を果たしつつ雇用を継続する上で必要 した「福祉」視点での政策の性格を強 で、育児・介護休業法の規定は、労働 が整備されたと言っていい。その意味 てるようにするための、様々な支援策 て、女性労働者が育児等の家族的責任 これらの改正においては、全体とし

るかもしれない」とはいいきれないも 護のために仕事を辞めざるを得なくな されたメニューのなかには、「この措置 なったと言える。 下する等「活用」視点がとらえにくく 続雇用の確保の意味合いが相対的に低 休業給付制度の改正(5) 等もあって継 のも増えた。特に育児休業に関し育児 がなければ(女性)労働者が育児や介 者には福音である一方で、様々に拡充 の両立に苦闘してきた多くの女性労働 このこと自体は、長年仕事と子育て

著にみることができる。特に、 設したパートタイム労働法において顕 だ男女雇用機会均等法や、二〇〇八年 性を解消し、間接差別の規制にも及ん みると、二○○七年施行の改正で片面 いての差別的取り扱い禁止の規定を創 施行の改正でパートタイム労働者につ 次に、「正義」の視点の拡大について

> 働者との差別的取扱いの禁止を規定す パートタイム労働者に対する通常の労 働者の均等・均衡処遇の確保の仕組み あったパートタイム労働者と通常の労 るものであった。 が法制化される中で、一定の場合に タイム労働法では、長い間の懸案で

との処遇格差改善等の政策目標に向 フ・バランス、男女労働者間の事実上 況にある。 かって大きく前進したとは言えない状 の平等、パートタイム労働者と正社員 いても、わが国におけるワーク・ライ 充は進んだが、これらの法改正後にお 以上のようにこの時期均等三法の拡

ンスが変化してきた様子を見ることが 時期という風に三つの視点の間のバラ

できる。

的に高まった時期、二〇〇一年以降は

「福祉」の視点にウェートが置かれた

一年は「活用」の視点の度合いが相対

については様々な角度からの検証が求 策の進展がみられる一方その政策効果 内給与で男性を一○○とした時女性六 課長級七・○%)、男女の賃金格差も けられている。また、女性の管理職登 るのではないかといった疑問が投げか つなげるかが問われるようになってき いかに法律制度の拡充を実態の改善に められるようになった時期でもあった。 ている。したがってこの時期は、法政 九・三)(6)といった実態にとどまっ 依然として大きい(一般労働者の所定 占める女性割合は、部長級四・二%、 用の進捗も十分とはいえず(役職者に 子育ては二者択一」の状態になってい 割合が低く、依然として「就労と出産・ 例えば、出産後継続就業する女性の

#### 4 まとめ

## 各時期の概観の総括

(1) 各時期ごとの政策展開を見ていくと、

集まった時期、一九八六年から二○○ があり、例えば一九七五年から一九八 六年の時期は「正義」の視点に注目が つの視点の相互関係も時期ごとに変化 たということができる。またこれら三 八六年以降特にその厚みが増していっ 祉」や「活用」の視点が加わり、一九 二年以降の時期においてはこれに「福 それぞれの時期において、一貫して、 「正義」の視点は存在したが、一九五

き「平等」へ収斂していく等の変化が で少しずつ内容を拡大しつつ影が薄く 継続」の形で顕在化し、その後の改正 度成長期以降やや間接的な形で始まり られた。「活用」視点についても、高 とウェートが移って行く等の変化が見 内容が、職業生活という面の満足から り、福祉によってもたらされる満足の あり、「福祉」の視点も、二一世紀に入 て「保護」から「平等」へのパラダイ 際婦人年を契機に「正義」視点につい なっていった。 九九二年施行の育児休業法で「雇用の 育児や介護といった生活面での満足へ ム転換が始まり、その後母性保護を除 一九七五年の特定職種育児休業法や一 また視点の内容も、一九七五年の

化対策などの労働に関係の深い政策上 働政策に関連する諸外国の動き、少子 女性労働者の就業実態、さらに女性労 が国の社会経済状況とそれを反映した このような変化の原因としては、 我 批

の要請などが大きく影響したといえる。

## 政策視点の変化以外の要素― || 両面

開においては大きな変化が起こってい である。 る。それは、「片面性」の減少、あるい は「両面性」 女性に対する保護にせよ、男性との 以上のような政策視点の変化の外に 六五年余の間の女性労働政策の展 の増大とも言うべき現象

において次第に男女双方を対象にした にしていた政策が、その後の政策展開 スタート時には明確に女性だけを対象 活と家庭生活との両立にせよ、政策の 差別的取り扱いの解消にせよ、職業生 いは労働基準法改正の作業においてで して行われた男女雇用機会均等法ある 別撤廃条約の批准のための条件整備と このきっかけとなったのは、女子差 両面性を持つようになっていった。 さらに、一九八一年に採択され

業法に移されて行った。 られ重い負担となっていることに着目 この条約の批准をも意識して立法され 等待遇に関する条約」は、 のための措置に変更され育児・介護休 定は、家族的責任を有する男女労働者 指導、職業能力の開発向上の配慮の規 を対象としつつ充実していった。また、 だった。以降職業生活と家庭生活の両 の双方に育児休業の権利を与えるもの 様々な例外的措置を包含しながら男女 た一九九二年施行の育児休業法は、 な平等の実現を志向するものだった。 を有する労働者と他の労働者の間のい を有する男女労働者間及び家族的責任 た支援措置、即ち再就職の援助や職業 して男女雇用機会均等法におかれてい 女性により多く育児・家事責任が求め 立を支援する仕組みは常に男女労働者 ずれもについて、機会均等及び実際的 家族的責任

たILO第一五六号条約即ち「家族的 責任を有する労働者の機会均等及び平 だろう。 (3)

〇七年の改正に至った。 けられない」(7) とまで言われて二○ 色彩をもって受け止められることも避 女性についてのみの保護という福祉的 についての差別の禁止のみである限り、 る差別禁止の法制化が志向され、「女性 の動向などを踏まえて男女双方に対す 男女雇用機会均等法自体も、諸外国

思えるほど、女性のためだけの措置が も有していることを忘れてはならない 自体が女性にとっての平等達成の目的 少なくなっている。しかし、このこと 「女性」労働政策と呼ぶのが不適当と

## 女性労働政策の今後

の拡大にさらに注力すること、 用」の視点を再び顕在化させること、 ― 「正義」「活用」「福祉」 の視点から』 られる点について触れておく。

2 「婦人の就業に関する懇話会報告」(一九七一) John Rawls, "A Theory of Justice" (1971)

5 3

結果として、現在の法政策をみると

最後に、今後に向けての課題と考え

識した政策展開を図ることの必要性を ②両立支援政策については、男女間の の促進と両立支援の相互関係を強く意 利用格差の問題に留意し、男性の利用 としてもっと進め、女性労働者の「活 支援等のポジティブ・アクションを国 いるように、女性労働者の能力発揮の 二〇〇九年に我が国について勧告して 言うと、①女子差別撤廃委員会(9) が (8) をご参照いただきたいが、大きく 詳しくは拙稿『女性労働政策の展開

> 社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業等 義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設

- に関する法律 国連「世界行動計画」(一九七五年)
- になっている。 児休業から、すべてが休業中に支払われるよう れる仕組みだったが、二〇一〇年四月開始の育 育児休業給付は、一部が休業終了後に支払わ
- 基本統計調査」(二〇一〇) 以上二種のデータは、厚生労働省「賃金構造
- 「男女雇用機会均等政策研究会報告書」(二〇

7

6

- 策の展開―「正義」「活用」「福祉」の視点から』 (二○一一)独立行政法人労働政策研究・研修 伊岐典子 『労働政策レポート9
- をモニタリングするための機関 女子差別撤廃条約で設けられた条約実施状況

## プロフィール

#### 伊岐典子

労働政策研究・研修機構主席統括研究員 (いき・のりこ)

究業務に従事。 より労働政策研究・研修機構で研 均等·児童家庭局長。二〇一〇年 課長。二〇〇九年厚生労働省雇用 働省労働基準局勤労者生活部企画 業務指導課長。二〇〇二年厚生労 長。一九九八年女性局庶務課長。 年職業安定局外国人雇用対策課 |〇〇|年厚生労働省職業安定局 一九七九年労働省入省。一九九七